五　日本鋼管㈱による即時抗告事件

東京高等裁判所平成１３年〔行ス〕第７号　審判事件記録の閲覧謄写許可各決定に対する執行停止申立却下決定に対する抗告事件

（原審・東京地方裁判所平成１２年〔行ク〕第１０９号）

決　　定

東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

抗　告　人　日本鋼管株式会社

代表者代表取締役　下垣内　洋一

代理人弁護士　伊集院　功

同　内藤　潤

同　佐川　聡洋

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

相　手　方　公正取引委員会

代表者委員長　根來　泰周

主　　文

１　本件抗告を棄却する。

２　抗告費用は抗告人の負担とする。

理　　由

第１　本件抗告の趣旨及び理由等

本件抗告の趣旨及び理由は，別紙「即時抗告申立書」〈略〉記載のとおりである。

第２　事案の概要

本件は，抗告人が，東京地方裁判所に，相手方が大川隆司，谷合周三，松浦榮，前田功及び佐藤賢（以下「本件各申請者」という。）に対してした公正取引委員会平成１１年（判）第４号事件（以下「本件審判事件」という。）に係る事件記録の閲覧謄写を許すとの各決定の取消しを求める訴えを提起し（同裁判所平成１２年〔行ウ〕第３５３号事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件），これと共に，処分の執行停止を申し立て，⑴主位的申立てとして，相手方が本件各申請者に対し，平成１２年１２月７日付けでした本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許すとの各決定の効力は，いずれも本案判決の確定に至るまで停止することを求めると共に，⑵予

備的申立てとして，相手方が本件各申請者に対し，平成１３年１月１５日までにした本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許すとの各決定の効力は，いずれも本件本案判決の確定に至るまで停止することを求めた事案である。

その余の本件事案の概要は，原決定「理由」の「第２　当事者の主張」欄記載のとおりであるから，これを引用する。

原審は，本件申立ては現時点でいまだされていない処分を対象とした点で不適法であるといわざるを得ない旨判示して，抗告人の本件申立てをいずれも却下した(原決定)。

第３　当裁判所の判断

当裁判所も，抗告人の本件申立ては現時点でいまだされていない処分を対象とした不適法なものであると判断する。その理由は，次のとおりである。

１　当裁判所の認定した本件の事実関係は，次に訂正・付加するほか，原決定「理由」の「第３　当裁判所の判断」欄１に記載するとおりであるから，これを引用する。

(1)　原決定４頁２１行目の次行に次のとおり加える。

「(5)　相手方は，抗告人に対し，平成１３年１月１９日付けで，「審判に係る事件記録の謄写について（通知)」と題する書面を送付した。この書面の内容は，①相手方は，抗告人に対し，平成１２年１２月７日付けで前記(3)の秘匿を要する特段の事項について照会した，②抗告人は，相手方に対し，同月２２日付けで前記(4)の回答をした，③このような状況を踏まえ，本件閲覧謄写申請については，別紙のとおり一定の範囲で応じることとしたので連絡する旨を伝達するものであった。」

(2)　原決定４頁２２行目及び２３行目を次のとおり改める。

「(6)　相手方は，抗告人に対し，前記(3)の照会及び(5)の通知をしたが，抗告人に対する２回にわたる照会・通知は，本件閲覧謄写申請の手続においては，第三者に対する意見聴取としての事前の手順を踏んだにすぎないものであって，本件各申請者に対する本件閲覧謄写申請の許否についての処分は，平成１３年２月２日現在，いまだされていない。

２　そこで，検討すると，前記１で認定した事実関係によれば，抗告人は，相手方から，本件閲覧謄申請について前示の照会及び通知を受けたものではあるが，これら相手方のした照会・通知は，本件閲覧謄写申請の許否についての処分に先立ち，相手方が第三者（本件審判事件の被審人）である抗告人に対する意見聴取としての照

会・通知という事前の手順を踏んだにすぎないものであって，本件各申請者に対する処分には当たらないし，しかも本件各申請者に対する本件閲覧謄写申請の許否についての処分は，平成１３年２月２日現在，いまだされていないことが認められるのであるから，行政処分としての本件閲覧謄写申請の許否についての決定はいまだされていないものというほかなく，抗告人の本件申立ては，その余の争点について判断するまでもなく，主位的申立て及び予備的申立て共にその対象となる処分を欠く不適法なものであるといわざるを得ない。他に抗告人の主張を認めるに足りる証拠はない。

3　そうすると，本件申立ては不適法であるところ，これと同旨の原決定は相当であって，本件抗告は理由がない。

よって，主文のとおり決定する。

平成１３年２月２日

東京高等裁判所第１２民事部

裁判長裁判官　伊　藤　瑩　子

裁判官　秋　武　憲　一

裁判官　小　池　一　利

別紙〈略〉